平成２９年（フ）第２０５号
大分県由布市挾間町北方691番地
債務者　新井さよ子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１２号
大分市今津留１丁目４番23号（牧アパート101）
債務者　佐藤　君子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３４号
宮崎市橘通東１丁目４番17号　白亜コーポ203号
債務者　生駒　吉枝
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５１号
沖縄県糸満市字兼城504番地の５
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１５０号
佐賀市鍋島町大字八戸溝1296番地１　ハピネス103号
債務者　日髙　　愛（旧姓米澤）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
佐賀市八戸２丁目２番20号　土井アパート
債務者　髙尾　弘子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
佐賀県唐津市浦5390番地２
債務者　伊藤　智仁
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４６６号
千葉県流山市加１丁目1230番地の３　プレジダンス101
債務者　佐藤　健太
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４８４号
千葉県松戸市常盤平３丁目27番地の２　常盤平セントラルハイツ２棟309号
債務者　熊谷　　昇
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４８９号
千葉県流山市野々下４丁目852番地の17
債務者　谷川　芳樹
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４９７号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区42棟307号
債務者　浅香　良信
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５１１号
千葉県松戸市西馬橋相川町83番地　メゾン・ド・ハナシマ103号
債務者　森口　絹惠
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５２５号
千葉県柏市松葉町１丁目12番地１　６棟503号
債務者　阿崎　　勝
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８２号
青森県弘前市大字常盤坂１丁目４番地12
債務者　齋藤　寿子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第４６８号
仙台市宮城野区岩切字鴻巣57番地の１　クレールアイＡ―202
債務者　村上　大貴
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５０４号
宮城県宮城郡松島町松島字小梨屋35番地の３　コーポ小梨屋201号
債務者　荒川せつ子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
茨城県土浦市神立町3431番地４　ヴィンテージ102号、前住所茨城県土浦市中貫1627番地３
債務者　須藤　敏夫
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

第明治三十五種郵便物認可